

令和元年度スーパーマーケット・トレードショー2020 出展業務 業務仕様書

1 業務の目的

県産品の振興を図るため、国内最大規模を誇る食の展示商談会であるスーパーマーケット・トレードショー2020に出展し、みえセレクションをはじめとした「みえの食」の首都圏への情報発信及び新たな販路開拓の支援を行います。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和元年度スーパーマーケット・トレードショー2020 出展業務

(2) 委託期間

契約日から令和2年3月19日まで

(3) 業務内容

①スーパーマーケット・トレードショー2020 への三重県ブースの出展

- ・「スーパーマーケット・トレードショー2020」に県内食品関連事業者16事業者（以下、「出展事業者」という。）程度が参加する三重県ブースを出展してください。

<展示会の概要>

会期：令和2年2月12日（水）～14日（金）3日間

（事前準備として11日（火）を含む）

会場：幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）

- ・三重県ブースは、三重県で確保する6小間に、共同出展として鳥羽市が確保する2小間を加えた8小間とします。

A. 三重県ブースの企画・運営全般

- ・三重県ブース出展に係る主催者や出展事業者との連絡等（主催者との連絡調整、出展事業者の提出書類の取りまとめ、主催者等への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行ってください。
- ・設営及び展示会開催期間中の運営管理に係る問い合わせについては、速やかに対応してください。

B. 三重県ブースの装飾デザイン、設営及び撤去

- ・三重県らしさを備え、商談会に来場するバイヤーへの訴求力が高く集客が期待できるブース装飾について、具体的に提案し、実施してください。
- ・出展事業者が商談しやすく、立ち寄りやすいブース配置にしてください。また、各出展事業者ブースへの誘導にできるだけ偏りが出ないレイアウト、企画にしてください。
- ・装飾工事に関しては、主催者から後日提示される「出展細則」を参照のうえ、遵守しながら進めてください。

- ・ブース内で必要となる電気工事（照明器具、コンセント含む。）及び給排水設備（水道配管、2槽シンク含む。）等の施工工事を行ってください。ブース内で使用する水道代、電気代については、委託費に含みます。
 - ・出展事業者ブースは、それぞれに社名板、照明、展示台（テーブルクロス付き）、パネル等掲示スペース（背面）、コンセント等を確保してください。なお、照明については、蛍光灯やスポットライトを活用して十分な照度を保ってください。
 - ・ブース内には、出展事業者が共同で使用するバックヤードを設け、商品及び資材を保管するための棚、冷蔵（冷凍）庫及び作業テーブル、椅子等を設置してください。また、事務用品及び2槽シンク等の関連備品類等の用意については、必要に応じて実施してください。
 - ・上記の設備以外で出展事業者が希望する追加什器については、出展事業者の費用負担により設置し、出展事業者からの支払を受けてください。
 - ・出展期間内（準備期間、終了時含む。）のブース内の清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む。）の処分を毎日行ってください。
 - ・展示会終了後、ブースの撤去、廃材処理を行ってください。
- C. 三重県ブース来場者向け訴求ノベルティの制作
- ・三重県ブースの各事業者及び出展商品を効果的にPRするノベルティを制作してください。制作するノベルティの様態（チラシ、クリアファイル、紙袋等）及びサイズについての指定はありません。来場バイヤーに訴求力が高く、効果的と思われるノベルティを具体的に提案し、制作してください。
 - ・ノベルティに係るデザインは、ブースデザインと統一感のあるものとしてください。
 - ・制作数は2,000個とします。
- D. 三重県ブース出展者に対するアンケート調査
- ・三重県ブースに出展した事業者に対して、当出展事業に対する評価アンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めてください。

※委託費には、三重県から一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会へ支払う出展料金（6小間分）を含みます。

※共同出展者である鳥羽市からは、別途一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会へ支払うブース出展料金（2小間分）、および装飾料金400,000円をご負担いただきます。委託事業者にて徴収のうえ、事業費に充当してください。

②出展事業者に向けた事前研修の企画・運営

- ・展示会出展前に、三重県内で出展事業者に対する全体研修等を1回以上行ってください。
- A. 研修内容の調整及び講師等の手配
- ・全体研修の内容には、以下の2種類の内容を織り込むこととします。
 - ア. スーパーマーケット・トレードショー2020 出展に係る出展ルール・注意事項・書類提出の説明等（内部出展者向け出展説明会）
 - イ. 出展事業者の販路開拓および商品のブラッシュアップに有意義と思われる内容の講演及び相談会等（委託事業者提案事項）
 - ・講師を外部に委託する場合には、上記研修を行うにあたってふさわしい者

を提案し、県と協議のうえ、日程調整を行ってください。なお、講師の謝金、交通費等は委託費に含めます。

B. 研修会場の選定及び会場設営等

- ・研修会場は本県内の会場とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定することとします。なお、会場が有料である場合には、委託費に含めます。

C. 出展事業者への研修案内及び事前取りまとめと問合せ等の対応

- ・出展事業者への研修案内文書及び参加申込書の様式は、委託事業者にて作成し、事前に県に提出してください。県から確認後、出展事業者への案内を行います。なお、参加申込書の提出先は、委託事業者とします。
- ・参加申込及び研修に係る問合せ等の対応等は委託事業者にて行ってください。

D. 研修用テキスト作成

- ・研修で使用するテキストは必要に応じて外部講師等と相談のうえ、委託事業者にて作成してください。

E. 研修当日の運營業務

- ・当日受付、講師への対応、司会進行等、研修運営にかかる一切の業務を行ってください。

F. 研修受講者アンケートの実施

- ・研修の内容及び効果に関するアンケート用紙を県と協議し、作成・実施してください。アンケート回収後は、回答内容を整理して研修の講師及び県に報告してください。

③事業実施報告書の作成

- ・委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載してください。
- ・記載内容には、以下の内容を織り込むこととします。
 - ア. 出展事業者それぞれへの助言の内容及びその経緯
 - イ. その他、三重県との協議により定めた商談結果等
- ・事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出してください。

④その他共通事項

- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行ってください。
- ・スーパーマーケット・トレードショー2020 出展業務にかかる進捗状況を把握するため、適宜業務の進捗状況を報告してください。

(4) 納品物

- ① 業務実施報告書(正本1部、副本2部)及びその内容を記録した電子記録媒体(CD-R)(1部)
- ② 三重県ブースの各事業者及び出展商品を効果的にPRするノベルティ(2,000個)

(5) 納入場所

- ①三重県 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- ②幕張メッセ スーパーマーケット・トレードショー三重県ブース

- (6) 納入期限 ①令和2年3月19日
②令和2年2月11日

(7) 委託料の支払い

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。

(8) 受託上の留意点

◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

◇本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

◇業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

◇本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、三重県に帰属します。

◇障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

◇暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

◇不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 発注所属に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不

当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

②契約締結権者は、受注者が①（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

◇その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。

3 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

担当 武内、勢力

TEL 059-224-2458 FAX 059-224-2078

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp